



2026年9月4日

各種預金規定改定のお知らせ

東邦銀行 頭取 佐藤稔は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた施策として「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了」について2025年10月にお知らせしておりました。

本施策に伴う各種規定について下記の通り改定することをお知らせいたします。改定後の規定は、2026年10月1日（木）以降に当行ホームページに掲載します。

記

1. 改定日

2026年10月1日（木）

2. 改定対象の規定

- （1）当座勘定規定（一般当座用、ホームチェック用、専用約束手形用）
- （2）小切手用法、約束手形用法、為替手形用法
- （3）普通預金規定
- （4）普通預金規定（通帳発行省略用）
- （5）貯蓄預金規定
- （6）納税準備預金規定
- （7）非居住者円預金規定

3. 改定内容

主な改定内容は以下の通りです。新旧対照表は **別紙** をご参照ください。

項目	内容
手形・小切手の最終振出期限の設定	手形・小切手の最終振出期限を 2026年9月30日（水） とします。期限以降に振り出された手形・小切手は当座勘定から支払いができません。
他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了	2026年9月30日（水） をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

4. 関連するSDGs



東邦銀行グループでは、『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取り組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

以上

各種規定の新旧対照表（※改定箇所は下線部）

（１）当座勘定規定（一般当座用、ホームチェック用、専用約束手形用）

改定前	改定後
当座勘定規定（一般当座用） 第１条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。 （２）～（４）変更なし 第７条（手形、小切手の支払等） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （２）～（４）変更なし 第８条（手形、小切手用紙） （１）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の手形用紙であることを確認してください。 （３）～（６）変更なし 第１８条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出	当座勘定規定（一般当座用） 第１条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。<u>ただし、２０２６年１０月１日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> （２）～（４）変更なし 第７条（手形、小切手の支払等） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、２０２６年１０月１日以降に振出された小切手または手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> （２）～（４）変更なし 第８条（手形、小切手用紙） （１）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、２０２６年９月３０日までに振出ししてください。</u> （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の手形用紙であること、<u>かつ２０２６年９月３０日までに振出された手形であることを確認</u>してください。 （３）～（６）変更なし 第１８条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出

日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 変更なし 第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 変更なし 当座勘定規定（ホーム・チェック用） 第 1 条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。 (2) ～ (4) 変更なし 第 7 条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (4) 変更なし 第 8 条（手形、小切手用紙） (1) 当行を支払人とする小切手または当店	日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 変更なし 第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 変更なし 当座勘定規定（ホーム・チェック用） 第 1 条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> (2) ～ (4) 変更なし 第 7 条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振出された小切手または手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (4) 変更なし 第 8 条（手形、小切手用紙） (1) 当行を支払人とする小切手または当店
---	---

を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の手形用紙であることを確認してください。 (3) ～ (6) 変更なし 第 18 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 変更なし 第 19 条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 変更なし 当座預金規定 (専用約束手形口用) 第 1 条 (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの (以	を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振出ししてください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認</u>してください。 (3) ～ (6) 変更なし 第 18 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 変更なし 第 19 条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 変更なし 当座預金規定 (専用約束手形口用) 第 1 条 (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの (以
---	--

下「証券類」という)も受入れます。 (2)～(4)変更なし 第7条(手形、小切手の支払等) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2)～(4)変更なし 第8条(手形、小切手用紙) (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の手形用紙であることを確認してください。 (3)～(6)変更なし 第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	下「証券類」という)も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> (2)～(4)変更なし 第7条(手形、小切手の支払等) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振出された小切手または手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2)～(4)変更なし 第8条(手形、小切手用紙) (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振出ししてください。</u> (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認</u>してください。 (3)～(6)変更なし 第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
--	---

(2) 変更なし 第 19 条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 変更なし	(2) 変更なし 第 19 条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 変更なし
--	--

(2) 小切手用法、約束手形用法、為替手形用法

改定前	改定後
小切手用法 1. 変更なし 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3. ～ 9. 変更なし 約束手形用法 1. ～ 2. 変更なし 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入</u>してください。 4. ～ 9. 変更なし 為替手形用法 1. ～ 3. 変更なし 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入</u>してください。 5. ～ 11. 変更なし	小切手用法 1. 変更なし 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振出された小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. ～ 9. 変更なし 約束手形用法 1. ～ 2. 変更なし 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4. ～ 9. 変更なし 為替手形用法 1. ～ 3. 変更なし 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 5. ～ 11. 変更なし

(3) 普通預金規定

改定前	改定後
普通預金規定 2 (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 (2) ~ (5) 変更なし	普通預金規定 2 (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> (2) ~ (5) 変更なし

(4) 普通預金規定 (通帳発行省略用)

改定前	改定後
普通預金規定 (通帳発行省略用) 2 (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 (2) ~ (5) 変更なし	普通預金規定 (通帳発行省略用) 2 (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> (2) ~ (5) 変更なし

(5) 貯蓄預金規定

改定前	改定後
貯蓄預金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2) ~ (5) 変更なし	貯蓄預金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> (2) ~ (5) 変更なし

(6) 納税準備預金

改定前	改定後
納税準備預金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。	納税準備預金規定 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 <u>ただし、2026年10</u>

(2) ～ (5) 変更なし	<u>月 1 日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> (2) ～ (5) 変更なし
----------------	--

(7) 非居住者円預金規定

改定前	改定後
非居住者円普通預金規定 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2) ～ (5) 変更なし	非居住者円普通預金規定 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u> (2) ～ (5) 変更なし